

# 第50回合同勉強会のご案内

## テーマ：「定年延長時の労働条件」



【第1部】担当：弁護士法人 広島メープル法律事務所

- ①定年後再雇用する際、どの程度、賃金を減額できるか
- ②正規職員と非正規職員の給料格差は、どの程度許されるか

職員を、定年後に再雇用する際、同一労働同一賃金の原則がどこまで適用されるか、という点について、6月1日に重要な最高裁判決がでました（長澤運輸事件）。その分析を行って、どの程度まで賃金減額できるか、それをふまえて使用者はどのような対処をすべきか、についてお伝えします。また、同じ6月1日に、正規職員と非正規職員の格差の合理性に関する最高裁判決も出ましたので（ハマキョウレックス事件）、この判例についてもお伝えします。今回は平成17年から始めた私たちの合同勉強会が50回の節目を迎えますので、ぜひ懇親会にもご参加ください。

## 【第2部】

弁護士・税理士・社会保険労務士によるホットな情報を提供する5分間トピックス

◆日時：平成30年9月3日（月）

（勉強会）15：00～17：30 （懇親会）18：00～

◆会場：メルパルク広島（広島県広島市中区基町6-36）

（勉強会）5階 瀬戸 （懇親会）5階 桃

◆費用：（勉強会）無料 （懇親会）5,000円

お申込締切：8月24日

☆お知り合いの方もお誘いあわせの上、ご参加ください。

なお、部屋や資料の用意の都合がありますので、1社につき10名様までとさせていただきます。

※裏面の申込書にて、あらかじめご参加人数とお名前だけをご連絡下さい。

共催：  
（社）企業成長戦略支援センター

弁護士法人  
広島メープル  
法律事務所

社会保険労務士法人  
サトー

平成17年5月以来、  
私たち3事務所が年4回  
合同で開催しています

松本事務所

弁護士法人 広島メープル法律事務所

弁護士 中井克洋 根石英行 甲斐野正行 松田 健 吉村友和 川崎智宏  
広島市中区東白島町14番15号 NTTクレド白島ビル8階  
TEL：082-223-4478 FAX：082-223-0747

### 9/3 (月) 合同勉強会 参加申込書

◆ 1の該当するものに○をして、ご参加いただける場合には2以下の所定事項をご記入の上、FAXでお送り下さい。

平成30年9月3日(月) 15:00からの合同勉強会・懇親会に :

1. 両方とも参加する ・ 勉強会だけ参加する ・ 懇親会だけ参加する ・ 参加しない

2. 勉強会の参加予定人数 \_\_\_\_\_ 名 懇親会の参加予定人数 \_\_\_\_\_ 名

参加予定の方のお名前 \_\_\_\_\_ (勉強会・懇親会)

(参加の該当箇所に  
○をしてください) \_\_\_\_\_ (勉強会・懇親会)

\_\_\_\_\_ (勉強会・懇親会)

(4名以上ご参加の場合は別途名簿のご提出をお願いいたします)

3. 当日配布予定の参加者名簿に記載してもよいですか？

よい ・ 遠慮したい

4. 今回のテーマに関して、あらかじめご質問がありましたら、ご記入下さい

5. ご記入日 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

貴社名 \_\_\_\_\_

ご担当者名 \_\_\_\_\_ お電話番号 \_\_\_\_\_

なお、懇親会につきましては前日の正午を過ぎますとキャンセル料(1名につき3,500円)がかかります。別途申し受けますので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

◆会場：メルパルク広島 5階 瀬戸 (広島市中区基町6-36)



#### 【アクセス】

- ・ 市内電車「紙屋町西」電停徒歩1分
- ・ バス「広島バスセンター」下車徒歩1分
- ・ メルパルクには駐車場があります。お車でお越しの方はあらかじめ電話で予約して、そちらをご利用下さい。  
**但し、酒食がありますので、飲酒される方はお車でのお越しを必ずご遠慮下さい。**